

託送供給等約款変更に係る認可申請について

当社は、平成 29 年 4 月 1 日から新たな「ネガワット取引」が開始されることを踏まえ、本日、改正電気事業法附則第 3 条第 1 項の規定に従い、同法第 18 条第 1 項に規定された託送供給等約款変更に係る認可申請を経済産業大臣に行いましたのでお知らせします。

「ネガワット取引」とは、需要を抑制した電力量（ネガワット）を、発電した電力量と同様に電力供給や需給調整に活用する取引です。

なお、見直しの主な内容は、以下のとおりです。

1．電力量調整供給の設定

ネガワット事業者が行う特定卸供給（需要抑制により生じたネガワットを小売電気事業者に供給すること）に対し、一般送配電事業者が行うインバランス供給を「電力量調整供給」として設定しました。

2．電力量調整供給に係るインバランス料金単価

現行の発電量調整供給等に係るインバランス料金単価と同様の単価を設定しました。

3．ネガワット事業者の契約の要件

ネガワット事業者に求める要件として、適切な需要抑制の指示ができることや、お客さま保護の観点から適切な情報管理が行えること等を設定しました。

今回認可申請した託送供給等約款の実施時期については、今後、経済産業省の審査等を経て、平成 29 年 4 月 1 日を予定しています。

（参考：電力量調整供給のイメージ）

